

広島県告示第五百二十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の道路を指定し、あわせて、同令第十条第二項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和四年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道本郷大和線	三原市本郷町善入寺字正廣一〇〇九五番二六地先から 三原市大和町大草字和田三〇五二番一地先まで

二 指定する期日

令和四年七月一日

三 通行方法

前記一の道路を通行する国際海上コンテナ車は、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあつては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。